



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*29 和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	1
*30 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(")	2
*31 和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則	(")	4
○ 告示		
566 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(長寿社会課)	4
567 救急病院の認定	(医務課)	5
568 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	5
569 建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)	6
570 基本測量の終了	(")	7
571 公共測量の実施	(")	7
572 使用料の収納事務の委託	(建築住宅課)	7
○ 海区漁業調整委員会告示		
2 公聴会の開催		8
○ 訓令		
*25 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	(環境生活総務課)	8
*26 和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課)	9

規 則

和歌山県規則第29号

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

和歌山県求職者職場適応訓練委託規則(昭和39年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委託契約の変更及び解除) 第12条 略	(委託契約の変更及び解除) 第12条 略
第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することがある。 (1)・(2) 略 (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第22条の中年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効したとき、又は同法第26条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。	第13条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することがある。 (1)・(2) 略 (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第12条の中年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効したとき、又は同法第16条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。

<p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第41条の規定に基づく求職手帳の所持者であるときは、当該求職手帳が失効したとき。</p> <p>(5)・(6) 略 2 略</p>	<p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第41条の規定に基づく求職手帳の所持者であるときは、当該求職手帳が失効したとき。</p> <p>(5)・(6) 略 2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則(昭和42年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)</u>第18条第2号の給付金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の認定を受けた職業訓練施設(以下「職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練又は職場適応訓練(以下「職業訓練等」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。 (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第22条の中高齢失業求職者等求職手帳の発給を受けている者 (2)～(5) 略 (6) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</u> (7)・(8) 略 (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表第1に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>雇用対策法(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)</u>第18条第2号の給付金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の認定を受けた職業訓練施設(以下「職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練又は職場適応訓練(以下「職業訓練等」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。 (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第20条の中高齢失業求職者等求職手帳の発給を受けている者 (2)～(5) 略 (6) <u>雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</u> (7)・(8) 略 (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表第1に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上</p>

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。)

(10)~(12) 略

(13) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第2条第1項第2号に規定する漁業離職者

(14)・(15) 略

(16) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第6号の港湾運送事業離職者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いている者を除く。)で労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

(調整)

第9条 第3条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号に掲げる給付(以下「雇用保険基本手当等」という。)の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。)の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)~(4) 略

2・3 略

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。)

(10)~(12) 略

(13) 雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に規定する漁業離職者

(14)・(15) 略

(16) 雇用対策法施行規則第1条の4第6号の港湾運送事業離職者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いている者を除く。)で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

(調整)

第9条 第3条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号に掲げる給付(以下「雇用保険基本手当等」という。)の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付(雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。)の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)~(4) 略

2・3 略

別記第1号様式中

「(適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号) を

「(適用区分) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 第 条 第 項 第 号(附則第 条 第 項 第 号) に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第31号

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和54年和歌山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給要件) 第5条 略</p> <p>第6条 傷病見舞金は、訓練生であって、次の各号のいずれかに該当する者が、職業訓練上又は通校途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができなかった日について支給する。</p> <p>(1) 次のアからエまでに掲げる給付（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金</u></p> <p>イ <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第2条第1項の規定により支給される訓練手当</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）<u>第72条の給付金</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第9条 略</p>	<p>(支給要件) 第5条 略</p> <p>第6条 傷病見舞金は、訓練生であって、次の各号のいずれかに該当する者が、職業訓練上又は通校途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができなかった日について支給する。</p> <p>(1) 次のアからエまでに掲げる給付（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア 雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金</p> <p>イ <u>雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に規定する者</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）<u>第80条の給付金</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第9条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第566号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日

30125102 71	医療法人日進会	医療法人日進会日進会病院	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日一丁目221番地の1	指定介護療養型医療施設	令和 5.5.1
----------------	---------	--------------	-----------------------------	-------------	-------------

和歌山県告示第567号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 紀南病院
- 2 所在地 田辺市新庄町46-70
- 3 有効期限 令和8年4月30日

和歌山県告示第568号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「ERO悪魔4」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真を付して、「コンプリートSEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「EXG」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「FUNKY PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「SELF SERVICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「Venus of The Valley」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真を付して、「Sweet Rich Juice」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Violent Rush」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「オールマイティーパウダー」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Cool DRIVE」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Natalie」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Busters」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Strong Room」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真を付して、「ネオン アナル セレブレティ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「Master Raven Haze」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「エニグマインドⅢ」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「BLACK JAMMING」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

の。

- (18) 次の写真を付して、「AHETOR0ism」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「Ero Bomb」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Hard G」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「GOD.5」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「chill you」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真を付して、「g spot killer」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真を付して、「Hyper Diffusion Angel ver.15」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真を付して、「ORGASM DRIVE Spark W」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Vipor Reborn」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真を付して、「Wild animal of the Sexes」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真を付して、「桃源郷メモリー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「EROSUGIRU」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真を付して、「magma 50」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「HYPER GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「MOU毒」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「Zone Q」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真を付して、「おんなのあな」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「MAD DR. Erotic Recipe」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Phoenix POWER V」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「RUSH BOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「SEX MIX GOLD」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「狂極 皇帝」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「夜獣 G男」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。また、販売については、無償で提供される場合を含む。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和5年5月2日

和歌山県告示第569号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年5月2日

- 1 処分をした年月日 令和5年4月24日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 中村設備工業株式会社
 - (2) 代表者氏名 中村恒夫
 - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市市小路194番地1
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般特-1)第15600号

3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部

5 期間
令和5年5月3日から同月9日までの7日間

6 処分の原因となった事実
中村設備工業株式会社及び元代表取締役は、法人税法(昭和40年法律第34号)、地方法人税法(平成26年法律第11号)、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に違反したことにより、和歌山地方裁判所から中村設備工業株式会社は罰金刑、元代表取締役は懲役1年6月執行猶予3年の判決を受け、各々その刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第570号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第571号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき新宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和5年4月20日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市並びに東牟婁郡智勝浦町、太地町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第572号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料(以下単に「使用料」という。)の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

東京都中央区日本橋三丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階

2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、和歌山海区漁場計画の案は、令和5年5月2日から同月11日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び沿海各振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 期日及び場所

令和5年5月11日（木）午後1時30分から

所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

会場名 信漁連会館3階 大会議室

2 案件

和歌山海区漁場計画の案について

3 公聴会に関する問合せ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 073-441-3010

訓 令

和歌山県訓令第25号

環 境 生 活 部

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（令和元年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の勤務時間等） 第2条 略 2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内	（職員の勤務時間等） 第2条 略 2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内

で和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター所長（以下「所長」という。）が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週間を通じ16日の範囲内で所長が定める日とする。

第3条 所長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

（休日の勤務）

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、所長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

で和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター事務長（以下「事務長」という。）が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週間を通じ16日の範囲内で事務長が定める日とする。

第3条 事務長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

（休日の勤務）

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、事務長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第26号

庁中一般
各地方機関

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

自動車等使用台帳（ 月分）

車 番						
日	時 間	用 務 地	運 転 者	同 乗 者	総走行距離 (k m)	車両管 理者等 確認
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					

（注意事項）

運転者は、総走行距離の欄に運転後の総走行距離数を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。